

# 第4次北海道食の安全・安心基本計画（素案）

## 計画の構成

### 第1部 基本計画について

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の推進体制
- 5 計画を推進するための関係者の責務と役割
- 6 計画の管理

### 第2部 施策の推進方向

- 1 食の安全・安心をめぐる情勢
- 2 食の安全・安心を確保するための施策の重点的な推進方向

### 第3部 講じる施策

#### 第1 食の安全・安心のための基本的施策の推進

情報の提供、食品の検査及び監視、人材の育成、研究開発の推進、緊急事態への対処等に関する体制の整備等

#### 第2 安全で安心な食品の生産及び供給

食品の衛生管理の推進、農産物等の安全・安心の確保、水産物の安全及び安心の確保、生産資材の適正な使用等、生産に係る環境の保全

#### 第3 道民から信頼される表示及び認証の推進

適正な食品の表示の促進等、道産食品の認証制度の推進

#### 第4 情報及び意見の交換、相互理解の促進等

情報及び意見の交換等、食育及び地産地消の推進、道民からの申出

## 第1部 基本計画について

### 1 計画策定の趣旨

- 道では、平成 17 年に「第1次北海道食の安全・安心基本計画」、平成 21 年に「第2次北海道食の安全・安心基本計画」、平成 26 年に「第3次北海道食の安全・安心基本計画」を策定し、生産から消費までの各段階における施策を推進
- 現計画(第3次北海道食の安全・安心基本計画)が平成 30 年度で計画期間を満了することから、引き続き、食の安全・安心に関する計画を総合的かつ計画的に推進するため、食をめぐる情勢の変化や条例の点検・検証結果などを踏まえ、第4次北海道食の安全・安心基本計画を策定

### 2 計画の位置付け

「北海道食の安全・安心条例」(平成17年3月制定)に基づき、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、中期的な施策の目標や内容を明らかにするもの

### 3 計画の期間

平成31年度から平成35年度までの5年間

### 4 計画の推進体制

北海道食の安全・安心推進本部を中心に、条例に基づく施策を総合的かつ計画的に推進

## 5 計画を推進するための関係者の責務と役割

### 【道の責務等】

- ・ 総合的かつ計画的な施策の推進
- ・ 国、都府県、市町村との連携
- ・ 国への協力要請と意見等の提出
- ・ 講じた施策の報告・公表

### 【生産者等の責務】

- ・ 関係法令の遵守と自主的な食品の安全性の確保
- ・ 正確かつ適切な情報の提供と施策への協力

### 【道民の役割】

- ・ 適切な行動と知識及び理解の深化
- ・ 意見の表明や提案と施策への協力

## 6 計画の管理

### 【計画の公表】

基本計画を策定又は変更したときは、速やかに公表

### 【年次報告】

計画の進捗状況を随時点検し、毎年、食の安全・安心に関して講じた施策等を議会に提出するとともに公表

## 第2部 施策の推進方向

### 1 食の安全・安心をめぐる情勢

#### 【社会経済情勢の変化】

- 少子高齢化や人口減少などによる社会構造の変化、日EU・EPAやTPP 11 など国際化の進展を踏まえ、GAPやHACCPの導入等、国際的に通用する食の安全の確保が求められるなどフードチェーン全体を通じた食の安全・安心の確保の取組が一層必要
- 6次産業化や農商工連携等地域の食資源の活用、農畜水産物・加工食品の輸出などへの関心が高まっており、今後、一層の取組が求められている
- SDGsの目標の一つである持続可能な農業生産を進めるため、クリーン農業や有機農業など農業の自然循環機能を維持・増進させる環境保全型農業の取組が重要

#### 【食の安全・安心を取り巻く状況】

- 外食店における使用期限が切れた食材の使用、食品への異物混入、冷凍食品への農薬の混入、産業廃棄物処理業者により転売された食品等の流通などの重大な事故等が発生しており、食の安全・安心に対する一層の信頼確保が必要
- 食品の安全・安心の確保に関する法令・基準等の制定・改正

## 2 食の安全・安心を確保するための施策の重点的な推進方向

### (1)生産から流通、消費に至る各段階での国際的に通用する食品の安全性の確保

国際的に通用する食の安全・安心の確保に向けて、農林水産物の生産から食品の製造・加工、流通、販売までのフードチェーンの各段階において、衛生管理の徹底を推進

#### 取組の主なもの

- ・ 農業における食の安全・安心の確保・強化のほか環境保全や労働安全等の持続可能性を確保するため、国際水準のGAPの導入の促進、BSEや高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のため、家畜伝染病の検査及び監視の実施や、水産物の鮮度保持技術の普及定着への取組など、農林水産物の生産段階における衛生管理の徹底を推進
- ・ 食品衛生法の改正によるHACCPに沿った衛生管理の制度化に対応するため、食品等事業者に対し円滑に導入できるよう周知やHACCPに関する指導・技術的助言、人材育成支援など、食品の製造・加工、流通・販売段階における衛生管理の徹底を推進

### (2)食品の安全性を支える基礎づくり

食品の安全性を確保するため、生産者、事業者等が主体的に行う食品の衛生管理や品質向上などが促進されるよう行政が支援

#### 取組の主なもの

- ・ 研修会、講習会や技術指導、技術相談等の実施により、食品産業を担う人材の育成と資質の向上、次世代における食の安全・安心を支える担い手の育成を推進
- ・ 食品衛生や食品表示に係る法令等について普及啓発、食品や食品関係施設、食品表示に対する検査、監視などの計画的な実施、食品の安全性の確保や食品表示の適正化を推進
- ・ 地域や企業、生産者団体、消費者関係団体等の研究ニーズを的確に把握し、食品の安全性の確保を支える技術開発とその普及を推進
- ・ 研修会の開催や関係者による意見交換の実施などを通じて、事業者等における危機意識の醸成や危機管理体制の整備を促進
- ・ 農薬、動物用医薬品の適正な使用や飼料の安全性確保を図るため、製造・販売業者や生産者等に対する指導や啓発を実施

### (3)食に関する知識・情報の提供

食をめぐる幅広い分野について正確で的確な情報の提供や、食品の安全性など食に関する正しい知識の習得機会の充実により、消費者自らが適切に行動する力を養成

#### 取組の主なもの

- 食品の安全性に関わる緊急事態が発生した場合には、道民の健康被害の拡大を防止するため、迅速かつ積極的な情報提供とともに、食の安全・安心に関して日常的に、提供する情報の充実と、道の広報媒体のみならず新聞、テレビ等多様な広報媒体も活用した効果的な情報提供を推進
- 食品の生産から消費に至る各段階の関係者の間で、食の安全・安心についての相互理解と知識を深めるリスクコミュニケーションの実施、食の安全性などに関する講習会、研修会等の開催や地域における生涯学習や健康増進の活動などとも連携した、食に関する知識を習得する機会の提供を推進

### (4)環境と調和した安全・安心な食品の生産

国連での持続可能な開発目標(SDGs)の採択など、地球環境に対する関心が高まる中、環境と調和した食品の生産や、水域の環境・生態系の保全などの取組を一層推進

#### 取組の主なもの

- 農薬や化学肥料の使用量を低減するクリーン農業や地域の有機質資源を有効活用する北海道らしい資源循環型の有機農業の普及への取組など、環境にも配慮した持続可能な農業生産を推進
- 特殊肥料の安全性の確保や適正な施肥の指導、家畜排せつ物の管理の適正化など、農畜産物生産に係る環境の保全を推進
- 公共用水域及び地下水の常時監視、汚濁発生源対策、藻場・干潟等の保全活動、森林の整備や保全など、水域環境の保全を推進

## (5)良質で安全な食品の提供と豊かな食生活の実現

食の北海道ブランドづくりの基本となる食の安全・安心を確保し、農林水産業・農山漁村に対する理解の促進や食育の推進に努めながら、本道で生産される農林水産物やその加工品の消費・販売を拡大し、豊かな食生活を推進

### 取組の主なもの

- ・ 道内で生産した農林水産物及び加工品を道内で消費する地産地消の取組の推進、本道の豊富な食資源を活用した6次産業化や農商工連携、食クラスター活動等の取組の推進など、道産農林水産物の生産、加工、販売を拡大
- ・ 本道の農山漁村や農林水産物及び加工品に関する情報の提供、消費者と生産者等の交流活動や体験学習などの取組への支援など、消費者と生産者等との相互理解を促進
- ・ 農林水産、保健福祉、教育など様々な分野の関係者が連携しながら、総合的に食育の取組を推進するとともに、食品ロスの削減に向け「どさんこ愛食食べきり運動」の取組を推進